

小学校・国語

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

現行学習指導要領により指導する場合

平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年において、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。

【新たに加えられた漢字と配当学年を移行した漢字】

	平成30年度	平成31年度
第4学年	<p>【都道府県名に用いる漢字】</p> <p><input type="checkbox"/> 新規20字 (茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜)</p> <p><input type="checkbox"/> 第5学年から移行(4字) (賀、群、徳、富)</p> <p><input type="checkbox"/> 第6学年から移行(1字) (城)</p>	<p>※ 第5学年へ移行(21字) (囿、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴)</p> <p>※ 第6学年へ移行(2字) (胃、腸)</p>
第5学年		<p><input type="checkbox"/> 第4学年から移行(21字) (囿、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴)</p> <p>※ 第4学年へ移行(4字) (賀、群、徳、富)</p> <p>※ 第6学年へ移行(9字) (恩、券、承、舌、銭、退、敵、俵、預)</p>
第6学年		

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P153～160 参照）

(1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

イ 他教科等との関連についての配慮事項

言語能力の向上を図る観点から、外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

ウ 障害のある児童への配慮についての事項

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の7点である。

ア 弾力的な指導に関する配慮事項

イ 「知識及び技能」に関する配慮事項

ウ 「A 話すこと・聞くこと」に関する配慮事項

エ 「B 書くこと」に関する配慮事項

オ 「読書」及び「C 読むこと」に関する配慮事項

カ 低学年における他教科等や幼児教育との関連についての配慮事項

キ 道徳科などとの関連についての配慮事項

2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P161～165 参照）

(1) 新設された主な配慮事項は次の1点である。

ア 「知識及び技能」に示す事項の取扱い

- ・ 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、児童が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。
- ・ 第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること。
- ・ 他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、その確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。
- ・ 第1学年及び第2学年の「知識及び技能」の「点画の書き方や文字の形に注意しながら」書くことの指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、水書用筆等を使用した運筆指導を取り入れるなど、指導を工夫すること。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。

ア 「知識及び技能」に示す事項の取扱い（辞書等の利用、漢字の指導、書写の指導）

イ 情報機器の活用に関する事項

ウ 学校図書館などの活用に関する事項

3 教材についての配慮事項（解説P166～167 参照）

(1) 新設された主な留意事項はない。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。

ア 教材の選定

イ 選定の際の10項目の観点

ウ 「C 読むこと」の教材